

令和5年8月8日(火)

令和5年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和5年第2回岸和田市貝塚市
清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和5年8月8日（火） 〕
〔 午後1時30分 開 議 〕

- 第 1 会期決定について
- 第 2 報告第1号 令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告について
- 第 3 議案第7号 令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第8号 令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

追加日程

- 第 5 一般質問

出席議員（13名）

1番	堺	谷	裕	2番	樽	谷	庄	道		
3番	長	谷	川	博	文	4番	八	野	裕	嗣
5番	前	園	隆	博	6番	食	野	雅	由	
7番	岩	崎	雅	秋	8番	岸	田	厚		
10番	高	比	良	正	明	11番	反	甫	旭	
12番	友	永	修	13番	西	田	武	史		
14番	昼	馬	光	一						

欠席議員（1名）

9番 倉 田 賢 一 郎

出席議事説明員

管 理 者	酒	井	了	副 管 理 者	永	野	耕	平
事 務 局 長	福	村	勲	事 務 局 次 長	上	村	昌	生
総 務 課 長	青	木	高	環 境 技 術 課 長	太	田	健	一
基幹整備担当主幹	坂	本	元	伸				

午後1時48分開会

○岸田 厚議長

それでは、ただいまから令和5年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

なお、倉田議員より欠席の届けがありました。

以上で報告を終わります。

○岸田 厚議長

ただいまの報告のとおり、出席議員は13名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者は、清掃施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、3番長谷川博文議員、4番八野裕嗣議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1「会期決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日に決定いたしました。

次に、日程第2、報告第1号「令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告」を求めます。酒井 了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の報告第1号令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書につきまして、ご報告申し上げます。

本件につきましては、複数年で施行するため、継続費として議決を賜っておりますクリーンセンター大規模改修事業の過年度分で未執行となった6,388万8千円とI T V装置更新工事の過年度分で未執行となった5,880万円全額の合計1億2,268万8千円につきまして、翌年度へ通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会にご報告を申し上げる次第であります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○岸田 厚議長

ただいまの報告につきまして、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

質疑なしと認めます。

よって本報告を終わります。

次に、日程第3、議案第7号「令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第7号令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

当点検整備工事は、法に定められた毎年の点検と機器の劣化に伴う必要な整備を併せて効率的に行おうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○岸田 厚議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、議案第7号令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の概要につきまして、事前にご配付させていただ

ております議案参考資料に基づきまして説明させていただきます。

1 ページの議案参考資料 1 をご覧ください。こちらの表は、今回の定期点検整備工事における概要を一覧表にしたものでございます。

表には、整備工事を行います施設や設備を①から⑨までの 9 項目に分類し、点検整備機器の名称や設備の概要について示しております。

整備工事の内容につきましては、2 ページ、参考資料 2 の施設のプラント全体フローシート図をもとに説明させていただきます。

主な整備工事の内容については、図面中の着色部分の丸つき番号で示してございます。この番号は、1 ページの参考資料 1 の一覧表の番号とも合わせております。また、対象となります設備の分類を左下に凡例で示しておりますので、併せてご覧ください。

まず図面左、中ほど上、ピンク色に着色した①、こちらはごみクレーン操作室に設置しております受入れ供給設備の火災検知装置です。可燃ごみに混じってピットに投入された不適物などによる発火を早期に検知し、消火用放水銃と連動して火災を防止する火災検知装置の点検整備を行います。

次に、図面左、中ほど、赤色に着色した②は、ごみを焼却する燃焼設備部分です。全炉において劣化した耐火レンガの部分交換、耐火物の点検補修や付着した灰などを清掃除去の上、廃棄物処理法に基づく機能検査を行います。

次に、③は②のすぐ上、オレンジ色の着色箇所になります。燃焼ガス冷却設備で、高温、高圧の蒸気を発生させるボイラ部分でございます。ボイラ水管は腐食性の排ガスにさらされる箇所で、劣化が激しい 1 号炉のボイラ水管の一部、約 15 平方メートル部分に、溶接による肉盛りを行います。

また、ダイオキシン類の蓄積を防ぐため、ボイラ、S/H と示しております過熱器、ECO と示しております節炭器に付着した灰などの清掃除去を行います。さらに、ボイラに附属しているポンプや弁類についても、整備や更新を行います。

②、③につきましては高所の作業となり、焼却炉内で複雑で大がかりな仮設足場の設置が必要となっておりまして、作業場所は狭く、法令で定められた防護服、防護マスク、防護眼鏡などの保護具を着用するため、作業環境は極めて厳しく、非常に作業効率が悪くなっております。これらの焼却設備とボイラ部分の整備が今回の主たる工事内容となります。

次に、④は図面中ほど、緑色に着色した箇所、排ガス処理設備の一部で、バグフィルタで除去した焼却飛灰を飛灰固化装置へ搬送するためのバグダストコンベヤです。このコンベヤ内部の更新を行います。

次に、図面左上、黄色に着色した⑤は、余熱利用設備の蒸気タービンでございます。高温、高圧で蒸気タービン発電機を高速回転させるもので、蒸気の流量を制御しています制御器の交換と、使用しているオイルの劣化程度の実態分析やタービンに附属している弁類について整備を行います。

次に、⑥は図面中央と右、中ほど、茶色に着色した箇所で、通風設備の誘引通風機と EGR 循環ファンでございます。誘引通風機は、焼却により発生した排ガスを煙突へ通風するもので、ファンの回転数を制御する装置の整備を行います。EGR 循環ファンは排ガスを再度焼却炉に戻し、再燃焼させるファンで、今回の工事では焼却炉との接続部の交換を行います。

次に、1 ページ、参考資料 1 にお戻り願います。表の下のほうですが、⑦電気設備でございます。当クリーンセンターの発電設備は、一般家庭約 2 万軒分の利用量に相当する電気を発電することができる規模のごみ発電所ですので、電気事業法に基づく精密検査を行います。これらの検査については、全炉を停止した上で仮設の発電機を備えての作業となります。

また、検査の範囲については、焼却施設、リサイクルプラザ施設など、施設全体が対象となります。今回は電気設備の異常を検知した際に連動して機械を停止させる保護継電器の更新を行います。

次に、⑧の雑設備では、排ガス洗浄で使用いたしますアンモニアガスの漏えいを検知するガス検知器などの点検整備を行います。

次に、⑨のリサイクルプラザでは、各コンベヤに配置していますごみの発火を早期に検知する炎検知装置の更新や、資源ごみをリサイクルするためのびん選別機の点検整備などを行います。

以上が整備工事についての主な内容でございます。

続きまして、工事工程について説明させていただきます。3ページ、参考資料3の工事工程表をご覧ください。

各焼却炉と共通設備の点検整備について工程を示したものでございます。契約締結後は、2号炉、1号炉、3号炉の順で焼却炉の運転計画に基づき炉を停止し、点検整備工事を進めてまいります。

共通設備となります蒸気タービン発電機、電気設備などの点検整備につきましては、10月中旬から11月初旬にかけて、約2週間の予定で全炉を停止して行います。なお、全炉停止の期間中につきましても、ごみの受入れ業務は通常どおり行うこととしております。

工期としましては、工事完了後の性能確認などを含めまして、令和6年3月29日までとしております。また、契約しようとする金額は、議案書に記載のとおり3億3千万円でございます。

なお、契約の相手方は、当クリーンセンターの建設工事の設計・施工業者であります川崎重工業株式会社関西支社であり、工事期間中におきましては、ごみ処理の運営に支障なく施工する必要があることから、施設全体の品質を理論的、技術的に把握していることが必要不可欠であるため、随意契約しようとするものでございます。

工事請負契約の説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○岸田 厚議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。食野議員。

○6番 食野雅由議員

1点だけ質問させていただきます。ずっと随意契約ということ、これはある一定の理解は示すんですけども、この金額において果たして適正であるのか、向こうの言いなりになっているのはいいか。しっかり精査しているのかどうか、その点について答弁願います。

○岸田 厚議長

太田環境技術課長。

○太田健一環境技術課長

ただいまの質問についてですが、一応設計書というものは、本組合独自で作成しております。

その設計書に基づく人工であるとか金額というのは、大阪府から発行された人工・金額や、全国で作られた採用単価、物価帳、それぞれを駆使しながら、この焼却場内の作業が悪環境で、かなり狭くて短時間で作業しなければならないという事情から来る割増し等も含めたうえで、うちのほうでは精査しております。

製品についても、業者とは毎年金額の値上がり部分なども考慮しつつ、本組合独自の設計をもとに随意契約の単価契約金額等も含めて調整しております。

○岸田 厚議長

よろしいですか。食野議員。

○6番 食野雅由議員

両市の大事な税金を使っていますので、精査はしっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。

○岸田 厚議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しまして

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第8号「令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第8号令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回提案させていただく補正予算は、来年度の定期点検整備等の工事に必要な灰クレーン電送装置（P L C）及び周波数変換装置（インバーター）等の原材料の購入に関する債務負担行為の追加と、令和5年度定期点検整備工事において新たに起債対象となるものを起債として第6款第1項組合債に1億3,950万円を追加し、第1款第1項分担金を同額減額しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○岸田 厚議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、議案第8号補正予算（第1号）の詳細について説明させていただきます。

議案書別冊の補正予算書の4ページをお願いいたします。

今回の債務負担行為の期間につきましては、令和5年度から令和6年度までで、限度額は1,200万円でございます。

続きまして、補正予算書の12ページをお願いいたします。

支出予定額は、令和5年度がゼロ円で令和6年度が1,200万円となっております。令和5年度につきましては、歳入歳出ともにゼロ円となります

ので、歳入歳出予算に変更はございません。

今回購入いたします灰クレーンの電送装置（P L C）とは、プログラマブル・ロジック・コントローラーの略で、人間で例えると頭脳の役割をしております。センサーやボタンなどの状況に応じて機器に指示を出し、コンベヤやバルブ等の機器を動作及び停止させる制御装置でございます。

また、P L Cは購入した時点ではプログラムが入っていないため、人間が制御に合わせたプログラムを作成し、P L Cに入力する必要があります。これにより機器は状況に応じた必要な動作を行うことが実現できます。

なお、このプログラムの作成、入力及び機器の据付けにつきましては、次年度で灰クレーンの工事での施工を予定しております。

周波数変換装置（インバータ）はアルミ選別機や排水処理内で使用する装置で、機器を制御するために必要でございます。次年度に納入後、順次更新を予定しております。

現在の世界情勢における半導体不足の影響で生産が遅れ、それに伴い納期が長引いておりまして、製品の納期は年度をまたがる状況となっておりますので、本議会において債務負担行為をご議決いただき、早期に発注を行おうとするものでございます。

次に、補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

3、歳出、第2款総務費第2項施設費第1目施設管理費でございます。予算額に変わりはありませんが、今年度を実施します定期点検整備工事において、工事費と工事に必要となる原材料費が新たに起債可能となったことと、基幹的設備改良工事における補助裏部分の起債が、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で借りられることになり、充当率が90%から100%に変更され、追加起債が可能となったことから、財源内訳を一般財源から地方債へと1億3,950万円変更しようとするものでございます。

次に、補正予算書8ページ、9ページをお願い

いたします。

2、歳入、第1款第1項分担金第1目組合市分担金に1億3,950万円の減額、第6款第1項組合債第1目清掃施設整備事業債に同額の追加補正をしようとするものでございます。

これも、今年度実施いたします定期点検整備工事において、工事費と工事に必要となる原材料費が新たに起債可能となったことと、基幹的設備改良工事における補助裏部分の起債充当率が90%から100%に変更され、2次起債申請をすることとなったことから、先ほどの財源内訳の変更のように、地方債1億3,950万円を追加し、一般財源である分担金を同額減額しようとするものでございます。

次に、補正予算書5ページをお願いいたします。

地方債1億3,950万円が追加となるため、地方債の限度額を7億5,240万円から8億9,190万円に変更しております。

補正予算の説明は以上でございます。何とぞよろしくをお願いいたします。

○岸田 厚議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

続きまして、日程第5「一般質問」に入ります。通告がありますので、発言を許します。高比良議員。

○10番 高比良正明議員

前回、議員協議会で質問したものと重複した部分もございますけれども、3項目の質問をいたします。

質問番号1番、クリーンセンターにおけるエネルギー効率の取組について。クリーンセンターにおけるエネルギー効率等において、焼却ごみにより発生している熱を利用して発電をしているところですが、蒸気の余熱を給湯などに利用することやその他の発電設備、例えば太陽光パネルや風力発電設備などを導入する考えはあるでしょうか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

現在、当クリーンセンターでは、蒸気はプラント内での使用とセンターの給湯、発電に使用しております。建設当初は隣接する用地に蒸気や電気を供給可能な設備も設置しておりましたが、余熱利用施設は建設することなく、現在に至っております。

また、現在、令和5年度に工事完了予定の基幹的設備改良工事を行っております。この事業は、国からの補助の要件としまして、CO₂を3%削減することが必要でございます。CO₂の削減内容は主に電力量で換算されるため、発電電力量の増加や消費電力量の削減となっております。

当クリーンセンターでは、余熱を利用した給湯などを他の施設に供給することなどは、給湯の輸送の方法や輸送量の問題など、制限がございます。

また、太陽光パネルは、別途イニシャルコストが発生し、建物も高いため台風などによる機器への影響がございます。

風力発電設備につきましては、平均して一定以上の風力が必要で、設置場所によっては、台風や落雷のおそれがございます。

その他の設備を導入することよりも、いかに今

ある設備で発電量の増加や消費電力量の削減をするかに力を入れるほうがエネルギー効率をよい方向に持っていけるものと考えております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

立地場所の問題等もありまして、ほぼ発電一択であるとの答弁を頂きました。ですので、発電のさらなる効率化を目指していただきたいところであります。

次に、各地の先進例に鑑みて質問をいたします。

エネルギー効率の一環として、カーボンニュートラルなどを含む排ガスからCO₂を取り出しての利用やバイオガス発電、香川県のバイオマス資源化センターみとよで行われているようなトンネルコンポスト方式などの導入の考えはあるでしょうか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

新しい技術の導入につきましては、個々の設備の改修や施設の設置が必要となってまいります。

排ガスからCO₂を回収して農業利用などに利用するには、排ガス処理システムへのCO₂回収システムの設置が必要でして、回収したCO₂を利用するためには、CO₂を利用する施設が必要になってまいります。

バイオガスは生ごみ、紙ごみ、家畜ふん尿などといったバイオマスを原料として、微生物の力（メタン発酵）によりまして発生するガスのことで、バイオガスを使用する設備が必要となってまいります。

トンネルコンポストにつきましては、生ごみや紙、プラスチックなどが混じったごみを微生物の発酵する際の熱と通気を利用し、乾燥処理を行い、紙、プラスチックなどを固形燃料工場へ搬送し、固形燃料を生産するシステムで、同時に固形燃料を利用する施設が必要となってまいります。

ともに新しい技術の導入につきましては、新規に設置費用や設置面積が必要になりまして、組合以外で利用する施設が必要となるなど、全体での構想が必要なため、組合独自で行うことは困難でございます。

また、バイオガス発電やトンネルコンポスト方式につきましては、構成市のごみの収集や分別などに大きく影響されてまいります。

ごみの入り口に当たりますごみの分別や収集形態、市民への理解や周知の方法、ごみの出口に当たりますCO₂や固形燃料の利用施設の確保や数量の把握、安定供給量などにより内容が左右されます。

今後、行政としましてごみの入口から出口までの計画や施策を策定していく中で、その必要な部分で組合に関わるようなことが出てくるのであれば、新技術の導入につきましても、組合も対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

立地の問題ももちろんございますが、ハードだけではなく、入口、つまり各市での収集の問題があるという宿題を頂いたというふうに受け止めております。これは各市に帰ってさらに分別収集を進めることができないかというようなこともせねばならないと考えます。

それでは、質問番号の2番に移ります。

議員協議会の公開について。非公開で行われております議員協議会についてお伺いをします。議会の会議は、市民に透明性を持った開かれた議会であるべきであり、全ての会議を公開すべきであると私は考えます。本組合の議員協議会自体の設定についても疑問があるところですが、委員会のようなものだと考えた場合、岸和田・貝塚両市議会同様、委員会的な議員協議会も公開をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

地方自治法第115条におきましても、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。」と議事の公開の原則が法文にうたわれておりますが、この地方自治法でいう議会の会議の公開とは、いわゆる本会議を指しており、常任委員会、議会運営委員会などの会議は含まれないというのが現状の法解釈でございます。

また、これまでの議員協議会の案件につきましては、処分手数料の見直しなどの一部の案件を除きまして、本会議と関係のない理事者からの報告事項や構成市での幹事長会議や会派代表会議、議会運営委員会等での案件に当たる議会内部に関する案件がほとんどでございますし、協議の内容によりましては、時限的なことも含めて公開できない個人名や企業名などをお答えしないといけないような可能性もございます。

公開するかしないかにつきましては、議会運営に関わることでございますので、議員協議会等で、議員の皆様方でご協議いただければと思います。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

生中継というのはなかなか難しいというような答弁を頂きました。議員協議会を非公開とすることも、市民への透明性という観点から、事後に組合のホームページに議員協議会の会議録を掲載することは可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

まず、現在の組合のホームページの状況でございますが、地方自治法において公開を原則としております本会議の会議録のみを平成31年（令和元年）分から掲載しております。これも約5年程度と閲覧可能な範囲が少ないのですが、現ホームペ

ージの容量が少なく、既に容量の大部分を使用しているため、容量の大きいものを極力控えて、取捨選択のうえで必要最小限の情報発信をしているのが現状でございます。

これにつきましては、今年度中には容量にある程度余裕のあるホームページに更新予定でございますので、組合で保有する電子データの会議録につきましては、更新でき次第、追加掲載していきたいと考えております。

ただ、議員協議会の会議録をホームページに掲載するか載せないかの取扱いにつきましては、議員協議会等で、議員の皆様方でご協議いただければと考えております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

今年度中にホームページの更新を行うということですが、それに際して、組合の本会議であれば、岸和田・貝塚両市議会のようにネットで生中継ができるというふうに考えるわけですが、これについてはいかがでしょうか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

これにつきましても、議員協議会等で議員の皆様方でご協議いただければと思います。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

それでは、この2つに関しても、また後ほど議員協議会で協議をしていきたいと考えます。

それでは、質問番号の3番に移ります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてです。

前回、7月5日の議員協議会で本組合議会議員の議員報酬については、月額で議長が1万2千円、副議長が1万1千円、議員が1万円とお聞きして

おります。これについては、ボーナスを含めて、年間14回の支払いがあるということになるわけですが、組合議会の開催日数は定例会が年3回で、それ以外では年1回か2回の臨時会が行われている程度で、それも会期は全て1日、今日は少し時間が長いですが、いつもは1時間にも満たないような短時間で終了する議会になっております。

今期では、7月5日が第1回議会であったところ、当日までには5月・6月分報酬、期末手当が振り込まれており、このような状況が市民の理解を得られるはずがないというふうに考え、問題提起をするに至りました。

年間4、5日しか議会が開催されていない状況で、議員報酬を月額で毎月、年間14回払っているということは、払い過ぎではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

議員報酬につきましては、地方自治法第203条第1項に基づき支給しております。議員報酬の対象となる活動の範囲は、政治活動を除いた議会活動及び議員活動全てが議員報酬の役務の対象となりますことから、本会議以外でも、議会活動としての議員視察や議員協議会など、また議員活動としての調査研究なども含まれておりますので、議会当日だけでなく議員活動も含めたうえで、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、月額で報酬をお支払いすることとなっております。

ちなみに近隣組合の議員報酬の金額としましては、泉北環境整備施設組合、こちらが月額で議長が2万3千円、副議長が2万1,500円、議員が2万円となっております。期末手当も支給されております。

泉南清掃事務組合、こちらが月額で、議長が1万8千円、副議長は1万6,500円、議員が1万5千円となっております。ただ、こちらは期末手当は支給されてございません。

泉佐野市田尻町清掃施設組合、こちらは月額で議長が1万5千円、副議長1万4千円、議員1万3千円となっております。こちらが期末手当は支給されてございません。当組合の議員報酬は、月額報酬である近隣組合と比較しましても、決して高い議員報酬ではございません。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

決して高い報酬ではないということですが、今の答弁をお聞きしても、月額になっているところと比べれば、明らかに私どものほうが高額ではないかと考えます。

そして、議員報酬の範囲については、議員による調査研究なども含まれるということですが、ここに大いに疑問がございます。私は2019年から組合のホームページに掲載されている議事録を全て拝見いたしました。ところが、近年組合議員からほとんど質問が出ていないというような状況でございます。そのような状況で月額で報酬を支払い、年14回も払うことが市民理解を得られるのかと問わざるを得ません。これまでも、数々の税金で身を肥やす実践を行われている維新の会の政治家が正副の管理者となっているのですから、本来であれば、管理者からの提案があつてしかるべきだと考えておりますし、泉北環境整備施設組合では、維新の所属議員からそのような提案があつたとも聞いております。

私がネタ元となって先々週に発売されました週刊FRIDAYでは、酒井管理者が、貝塚消防署にある署員の訓練用ジムとして使用されている場所について、トレーニング器具などの私物持込みの違法行為を是正しないばかりか、その恩恵にあずかり批判を受けているところですが、報酬についても、役得は最大限使えとのお考えでしょうか。

答弁では、決して高くないと言われているのであれば、平準化として、報酬値上げの改定があつ

てしかるべきですが、それもなされているわけではなく、矛盾をして先送りになっている、寝た子を起こすなというようなそういう問題だと管理者はお考えであると認識するしかありません。先ほど事務局が回答した近隣組合の中でも、日額で議員報酬を払っている組合もあるということですから、いっそのこと、本組合議会の議員報酬も議会などが開催されている日数に応じた日額払いに変更してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

当組合の議員報酬につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、決して高い議員報酬ではございません。しかしながら、もし日額等に変更するというようなことでございましたら、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要となつてまいりますので、議員協議会などで議員の皆様方でご協議いただく必要が出てくるかと思ひます。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

先ほどの質問では、管理者について触れた部分がございますけれども、事務局のほうからもご説明頂いております。ぜひとも、お二方、維新の方々も管理者となられて、もう既に1年以上たっているわけです。この中で矛盾が生じている。安いというのであれば上げればいいし、そうではないというのであれば日額にしたらどうかと、これこそ維新の考え方ではないかと考えるわけですが、ぜひ管理者のご意見をお伺いしたい。どうですか。

○岸田 厚議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

先ほどより申し上げておりますとおり、議員の皆様への報酬のことでございますので、議会内部のことになりますので、議員の皆様方でご協議いた

できればと思ひます。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

事務局長、後ろで発言を先にされましたけれども、どうも前の方が発言をされたいようですので、前の方にご発言いただければいかがでしょうか。

○岸田 厚議長

酒井 了管理者。

○酒井 了管理者

今、事務局長からお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

ぜひ、永野副管理者も、話したくて仕方がないというようなポーズでしたのでどうぞよろしくお願ひします。

○岸田 厚議長

永野副管理者。

○永野耕平副管理者

議会の中のことでございますので、議員協議会等で話し合いをしていただいたらというふうに事務局のほうから申し上げましたが、僕もそのように思ひます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

何か爆弾発言が頂けるものかと思ひましたが、少し期待外れのところがあったわけですが、質問はこれで終了をいたしますけれども、条例改正であったり日払いの話であったり、協議会などのホームページ等の取扱い、議会のネット中継などについては議員協議会にて協議が必要であるということですので、ぜひともこの後、定例会終了後に再度議員協議会を開催していただくことを議長に要望いたしまして質問を終わります。

○岸田 厚議長

これもちまして、一般質問を終わります。

以上もちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これもちまして、令和5年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時29分閉会

上記会議録の正確なるを証するため、ここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 岸 田 厚	
同 議 員 長谷川 博文	
同 議 員 八 野 裕 嗣	

令和5年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件名
報告第1号	令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書の報告について
議案第7号	令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について
議案第8号	令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)

岸和田市貝塚市清掃施設組合

報告第1号

令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費の逡次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和5年8月8日

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 酒 井 了

令和4年度 岸和田市貝塚市清掃施設組合継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出額及び 支出見込み 額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 繰越額	計					特定財源			
											国庫支出金	府支出金	地方債	その他
02 総務費	02 施設費	クリーンセン ンター大規模 模改造事業	円 800,000,000	円 337,350,000	円 497,350,000	円 433,462,000	円 63,888,000	円 63,888,000	円 1,888,000	円	円 62,000,000	円	円	
02 総務費	02 施設費	ITV装置更新 工事	円 147,000,000	円 0	円 58,800,000	円 0	円 58,800,000	円 58,800,000	円 58,800,000	円	円	円	円	
	合計		947,000,000	337,350,000	556,150,000	433,462,000	122,688,000	122,688,000	60,688,000		62,000,000			

議案第7号

令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について

令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月8日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 酒井了

記

- 1 契約の目的 令和5年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事
- 1 契約の方法 随意契約
- 1 契約金額 金330,000,000円
- 1 契約の相手方 大阪市北区曾根崎2丁目12番7号(清和梅田ビル)
川崎重工業株式会社 関西支社
支社長 田坂 秀樹

令和5年度 補正予算書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第8号

令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年8月8日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金		2,337,395	△139,500	2,197,895
	1. 分担金	2,337,395	△139,500	2,197,895
6. 組合債		896,400	139,500	1,035,900
	1. 組合債	896,400	139,500	1,035,900
歳	入	合	計	
		4,153,080	0	4,153,080

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,853,484	0	3,853,484
	2. 施設費	3,620,456	0	3,620,456
歳 出	合 計	4,153,080	0	4,153,080

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
灰クレーン電送装置（PLC）及び周波数変換装置（インバータ）等購入	令和5年度から 令和6年度まで	千円 12,000

第3表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前							補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間		償還方法
清掃施設整備事業	千円 752,400		%以内		年以内	年以内			千円 891,900		%以内		年以内	年以内			令和5年3月28日提出議案第4号3月28日可決

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金	2,337,395	△139,500	2,197,895
6. 組合債	896,400	139,500	1,035,900
歳入合計	4,153,080	0	4,153,080

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,853,484	0	3,853,484		139,500		△139,500
歳 出 合 計	4,153,080	0	4,153,080		139,500		△139,500

2 歳 入

(款) 1. 分担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 組合市分担金	2,337,395	△139,500	2,197,895
計	2,337,395	△139,500	2,197,895

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 清掃施設整備事業債	896,400	139,500	1,035,900
計	896,400	139,500	1,035,900

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 2. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	3,620,456	0	3,620,456		139,500		△139,500
計	3,620,456	0	3,620,456		139,500		△139,500

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度(見込み)の額		当該年度支出の額		左の財源内訳						
		期間	金額	期間	金額	特定財源				一般財源		
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他			
灰クレーン電送装置(PLC)及び周波数変換装置(インバータ)等購入	千円		千円		千円		千円		千円		千円	
	12,000		0	令和5年度	0						0	
				令和6年度	12,000							12,000

地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額			
				補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額						
1 普通債															
(2) ごみ処理施設増設事業債	1,487,563	0	1,487,563	159,600	76,800	236,400	123,219	0	123,219				1,523,944	76,800	1,600,744
(4) ごみ処理施設基幹的設備改良事業債	1,743,650	0	1,743,650	581,800	62,700	644,500	97,767	0	97,767				2,227,683	62,700	2,290,383
計	3,878,882	0	3,878,882	896,400	139,500	1,035,900	228,140	0	228,140				4,547,142	139,500	4,686,642
合計	4,229,462	0	4,229,462	896,400	139,500	1,035,900	278,148	0	278,148				4,847,714	139,500	4,987,214